

税の申告の季節です

田無庁舎 2月16日(水)～3月15日(火)
保谷庁舎防災センター6階 3月1日(火)～15日(火)

平成17年度の住民税の申告は市で、平成16年分の所得税の確定申告は東村山税務署で、それぞれ受け付けます。受付初日と受付締切日間は、窓口がたいへん込み合いますので、混雑する時期を避けて申告するようお願いいたします。

市民税・都民税の申告

申告が必要な方

平成17年1月1日現在、西東京市に住所があり、平成16年中に所得のあった方

平成17年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などを所有している方

所得税の確定申告を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

市民税・都民税の申告書は1月28日(金)に次の方に発送する予定です。

昨年、市民税・都民税の申告書を出した方
昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方

確定申告用紙については、2月1日(火)～15日(火)は市民課窓口で、申告期間中は各会場で配布します。また、各出張所でも配布します。

ところ	日程
新町福祉会館	2月4日(金)
保谷公民館	2月7日(月)
住吉福祉会館	2月8日(火)
芝久保公民館	2月9日(水)
ひばりが丘図書館	2月10日(木)
下保谷福祉会館	2月14日(月)
受付時間	午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時

ところ	日程	土日曜日を除く
田無庁舎(2階展示コーナー)	2月16日(水)～3月15日(火)	
保谷庁舎(防災センター6階)	3月1日(火)～15日(火)	
受付時間	午前8時30分～11時30分、 午後1時～4時30分	

簡易な申告の方：給与所得者の遺付申告や公的年金等の申告

事業所得者で収支内訳書の作成ができていない方、土地建物等譲渡の分離申告、住宅借入金(取得)等特別控除などの特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。

申告の際、必要となるもの
申告書、計算機、筆記具、印鑑

源泉徴収票
等平成16年中の収入金額のわかる書類

国民健康保険、国民年金、介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費控除等の各控除を受ける場合は平成16年中に支払った領収書等金額がわかるもの(生命保険料、損保保険料は控除証明書の添付が必要です。医療費については合計額を自身で計算しておいてください)

申告場所
左表参照
市で相談とお預かりできる所得税の確定申告書提出のみの方：内容がすべて記入済みの申告書

税務署からのお知らせ

税務署では、確定申告書の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスをしています。

あらかじめ住所・氏名・扶養控除、所得金額欄など、わかるところは記載し、来署してください。

手引きに従って必要事項を記入すればできあがるようになっていきますので、ぜひ、ご自身の手で作成してみてください。

「にせ税理士」にご注意を
納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談等は、税理士の登録をしていない人はできないことになっていきます。正規の税理士に依頼しましょう。

税理士会の無料相談

東京税理士会東村山支部では、小規模事業者のための無料申告相談や申告書の作成指導(譲渡所得、相続税、贈与税を除く)を行いますので、気軽にご利用ください。

なお、年金受給者の方および給与所得者等の遺付申告の方もご利用できます。

とき 2月3日(木)・14日(月)・16日(水)・18日(金) 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分
ところ 保谷こもれびホール

所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。



日曜窓口の開設

東村山税務署では、平成16年分確定申告作成のアドバイスと、申告書の受け付けを行います。

とき 2月20日・27日(日) 午前9時～正午、午後1時～5時
ところ 東村山税務署

内容 所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成のアドバイス、申告書の受け付け、当日の混雑状況等により、申告書作成会場の受け付けを早めに終了する場合がありますのでご注意ください。

当日は電話での相談は行っていません(電話での質問は、平日をお願いします)。

当日は、市役所・法務局は開庁していませんので、申告に必要な書類は事前に準備してください。

車での来署は、ご遠慮ください。

償却資産の申告はお済みですか

市内に償却資産(事業用資産)を所有している方は、毎年1月31日までに申告をしていただくことになっています。

対象となる方で、まだ申告が済んでいない方は、至急申告をしてください。また、申告書をお持ちでない方は、送りしますので、資産税課までご連絡ください。

株式をお売りになった方へ

平成16年分申告所得税の引落日は、4月26日(火)です。

口座振替を利用すると、次のとおり納付期限の約1か月後に預貯金から自動的に納税額が引き落とされます。

税金の公平性と滞納処分

市税が納期限内に納付されなかった場合、市では文書や電話等による、納付のお願いをしています。しかし、各種催告にもかかわらず、「滞納」を続けている場合、市は財産調査を行い、差押えなどの滞納処分を行っています。

現在の市では、「税金の公平性」の確立のため、積極的に滞納処分を実施しています。

市税の納税相談
火事・風水害などの災害や失業、事業の休止や病気のなどの事情で納期限内に納められない方のために、納税の相談に応じています。納税にあたりお困りの事情のある方は、そのままにせず、必ず納税課までご相談ください。

不動産公売について

市では、市税の滞納処分として差し押さえた不動産について、入札による売却(公売)を行います。今回の公売は、東京都と合同で行います。公売による売却代金は、滞納市税等に充当されます。

とき・ところ 2月22日(火)午後1時・都庁第一本庁舎 公売物件 右表のとおり

売却区分番号	G4901
物件所在地	八王子市散田町一丁目
面積・現況	<建物>13.42平方メートル(5階建てマンションの5階 現況空室) <敷地>817.48平方メートル(持分7万分の900)
見積価額	76万円
公売保証金	8万円
備考	未納管理費・修繕積立金あり 落札者は、別途未納の管理費・修繕積立金を負担する義務を負います。

物件の詳細、公売手続き等の資料は、納税課(田無庁舎4階)にあります。詳しい内容は、市ホームページでもご覧いただけます。納税課(田無内線1355)